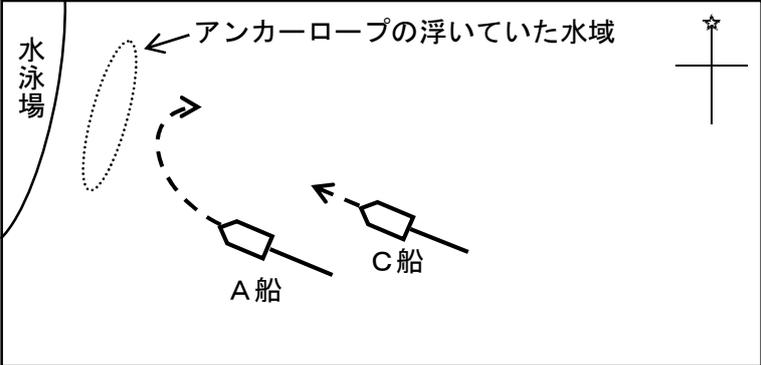
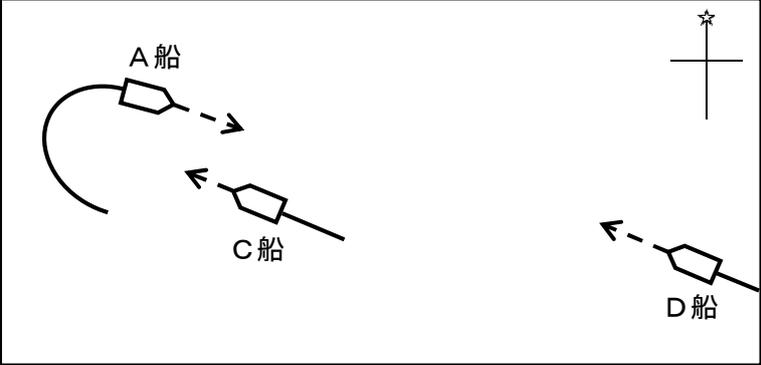


船舶事故調査報告書

令和6年3月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年8月27日 10時00分ごろ
発生場所	滋賀県長浜市二本松水泳場東方沖（琵琶湖北部） 峯山二等三角点から真方位108° 1,280m付近 （概位 北緯35° 27.5′ 東経136° 06.4′）
事故の概要	水上オートバイMidnightAngel ^{ミッドナイトエンジェル} は、遊走中、また、水上オートバイ盟斗 ^{めいと} は、遊走中、両船が衝突した。 MidnightAngel は、同乗者1人が負傷し、船首船底部のキールに亀裂を生じ、また、盟斗は、船長が負傷し、右舷側面部の割損等を生じた。
事故調査の経過	令和5年9月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ MidnightAngel、0.2トン 240-67946 愛知、有限会社フリップ 2.99m (Lr) × 1.22m × 0.60m、FRP ガソリン機関、193.0kW、平成30年4月 B 水上オートバイ 盟斗、0.1トン 240-63286 愛知、有限会社フリップ 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、213.0kW、平成23年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 36歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成30年6月1日 免許証交付日 令和5年7月20日 （令和10年5月31日まで有効） B 船長B 38歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成31年4月15日 免許証交付日 平成31年4月15日 （令和6年4月14日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 1人（同乗者）

	B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 船首船底部のキールに亀裂 B 右舷側面部に割損及び凹損、操縦ハンドル基部に折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、令和5年8月27日09時55分ごろ二本松水泳場（以下「水泳場」という。）を発進し、水泳場東方沖で遊走していた。</p> <p>船長Aは、水泳場に向けて西北西進中の別の知人が操船する水上オートバイ（以下「C船」という。）の左舷方を約40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で並走していた際、C船が水泳場に戻ろうと減速したので、水泳場東方沖20m付近で右旋回してC船の前路でUターンし、沖合で遊走を続けることとした。（図1参照）</p>  <p>図1 A船がC船の前路でUターンするときの状況（イメージ）</p> <p>船長Aは、C船及び水泳場付近の湖面に浮いていた多数のアンカーロープに意識を向けながらUターンを終えたとき、正船首方50～60m付近に水泳場に向けて西北西進中の別の水上オートバイ（以下「D船」という。）を認めた。（図2参照）</p>  <p>図2 A船がUターンを終えたときの状況（イメージ）</p> <p>船長Aは、D船を回避しようと思ひ左転して速力を約50km/hに</p>

増速した際、左舷船首方至近にB船を認め、衝撃を和らげようと思い右転した直後、10時00分ごろA船の船首部とB船の右舷側面部とが衝突した。(図3参照)

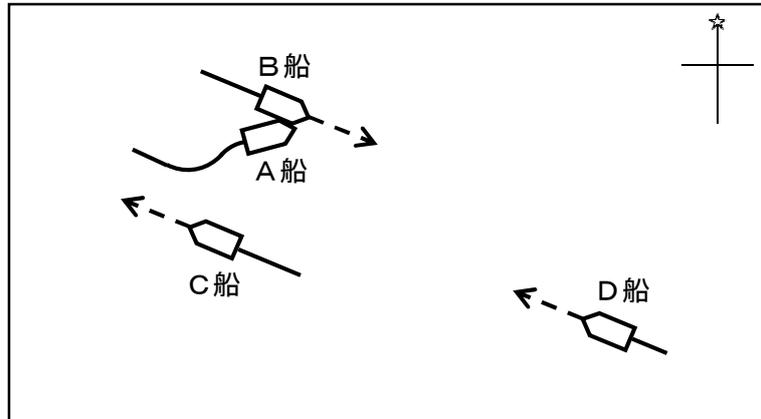


図3 衝突時の状況(イメージ)

B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船に続いて水泳場を発進し、水泳場東方沖で遊走していた。

船長Bは、約40km/hの速力で水泳場付近から東南東進していた際、右舷船首方に水泳場に向けて航行しているC船及びD船を認め、約10km/hに減速してC船及びD船の動向を見ていたところ、C船の更に右舷方を航行していたA船が右旋回し始めたことに気付いた。

船長Bは、B船とC船との距離が約10mだったので、A船が、B船とC船の間を通過していくのではなく、B船の船尾方を大きく旋回するのだろうと思っていたところ、急旋回してB船の方に接近してきたのでどうすることもできず、B船とA船とが衝突した。(図4参照)

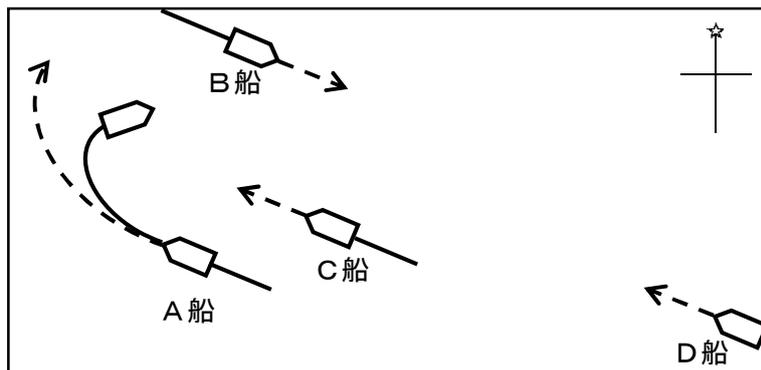


図4 船長Bが危険を感じたときの状況(イメージ)

船長A、同乗者A及び船長Bは衝突時に落水し、同乗者Aは近くを遊走していた別の水上オートバイに救助され、船長BはC船に救助されて水泳場に戻った。

船長Aは、A船に乗ってB船を湖岸にえい航した。

湖岸にいた船長Aの知人は、負傷者がいることに気付き、119番通報して救急車を要請した。

	<p>同乗者A及び船長Bは、救急車により病院に搬送され、同乗者Aは右膝打撲、船長Bは右鎖骨骨折及び右腸骨骨折とそれぞれ診断を受けた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船の同型船、写真2 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>船長A、同乗者A及び船長Bは、約30人でバーベキューをしたり、遊走したりする目的で水泳場に来ていた。</p> <p>船長A、同乗者A及び船長Bは、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長A及び船長Bは、滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年12月23日滋賀県条例第55号）に規定されている水上オートバイを操船しようとする者に対する講習を知らず、同講習を受けていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、水泳場東方沖において遊走中、船長Aが、減速したC船の前路でUターンしようと思い、C船及び湖面に浮いていたアンカーロープに意識を向けながら右旋回したことから、C船の右舷船尾方から西北西進してくるD船、及び、C船の右舷方で東南東進していたB船に気付くのが遅れ、Uターンを終えたときに船首方に認めたD船を回避しようとして左転して増速し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、水泳場東方沖において遊走中、船長Bが、C船の更に右舷方を航行していたA船が右旋回し始めたことに気付いたが、B船とC船との距離が約10mであり、B船の船尾方を旋回していくと思っていたことから、A船が急旋回してB船に接近してきたがどうすることもできず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、水泳場東方沖において、A船が遊走中、B船が遊走中、船長Aが、減速したC船の前路でUターンしようと思い、C船及び湖面に浮いていたアンカーロープに意識を向けながら右旋回し、また、船長Bが、C船の更に右舷方を航行していたA船が右旋回し始めたことに気付いたが、B船の船尾方を旋回していくと思っていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、旋回する際、特定の方向に意識を向けず、周囲の状況を十分確認すること。 ・水上オートバイの船長は、複数の水上オートバイと遊走する場合、他の水上オートバイが急旋回するなどして接近する可能性が

	<p>あることも考慮して、より安全な距離を確保して航行すること。</p> <ul style="list-style-type: none">琵琶湖で水上オートバイを操船しようとする者は、滋賀県琵琶湖等水上安全条例に規定されている講習を受けること。
--	--

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院 Web サイト地図を加工して制作

写真1 A船の同型船



写真2 B船

